

2005年5月24日

東武鉄道「伊勢崎線第37号踏切」での死傷惨事に係る
踏切保安係の初公判の傍聴記録

半沢一宣

日時 2005年5月24日(火曜日)
14時55分～15時45分(14時45分開廷の予定が約10分遅れる)
場所 東京地方裁判所506号法廷
法廷前の廊下に掲出されていた貼り紙の記載内容

事件番号	平成17年刑(わ)第1481号
業務上過失致死傷事件	
係	入奥森
予定	新件
裁判長(官)	入江
書記官	福岡

報道関係者分を除いた一般傍聴席数 18席(先着順で傍聴券を交付)
半沢は12時30分ごろ東京地方裁判所に到着し、傍聴券交付待ちの列の16番目。

*以下の「 」は発言などの内容、【 】は半沢の補足です。

公判の内容

1. 被告人への人定質問(氏名、生年月日、現住所、本籍地、職業など)
2. 検察官による、被告人の罪状の朗読
3. 裁判長が被告人に黙秘権があることなどを説明した後、罪状認否について質問
被告人「間違いありません。申し訳ありませんでした」
辩护人「被告人に同じです。間違いありません」
4. 検察官による冒頭陳述(要旨)
 - (1) 被告人の心情・経歴等 *1986年8月に東武鉄道入社
 - (2) 被害者の心情・経歴等
 - (3) 東武鉄道株式会社の概要
 - (4) 踏切に関する法令 鉄道営業法第1条
鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条
 - (5) 東武鉄道の踏切遮断機鎖錠に関する内規第6条
「遮断機の鎖錠を解除する装置は、みだりに取り扱ってはならない。とくに、急行線列車に対して取り扱う場合は、駅長の指示によるものとする。」
* 遮断機の鎖錠を解除する装置の使用が認められている例
接近しているのが(保線)工事用列車である場合
事故や停電などにより列車が長時間停車する場合
その他特別の事由がある場合
 - (6) 踏切保安係の作業内容の説明
* 第37号踏切における遮断機の作用高さ 約5.9m

- * 遮断機の上げ下げに要する時間 約10秒
- * 手動操作スイッチ 東京メトロ竹ノ塚検車区出入庫列車の際に操作
- * 列車が通過しないことが明らかな場合に限り、解除ボタンを扱ってもよい
(緩行線列車のみ。急行線列車用の解除ボタンは別にある)

(7) 第2416列車の運転士の供述

16時47分、草加駅を定刻に出発(竹ノ塚所定通過時刻は16時50分50秒)
第37号踏切の手前約400mで、踏切中継信号機の点滅を確認
第37号踏切の手前約50mで非常ブレーキをかけたが、ほとんど減速しないまま
次々と人をはね、約225m行き過ぎて停まった

(8) 被告人の過失内容

被告人には、連動盤のランプが点灯したことによって第2416列車の接近を確認したものであるから、その時点で第2416列車が通過するまで遮断機を上げないようにする注意責任が生じる

第2337列車が通過するまで遮断機を上げなければ、(踏切通行人が死傷したことに係る)結果回避の可能性があったことは明白である

被告人は、第2337列車が通過するのを待ってから遮断機を上げれば結果回避ができたのだから、それを待たずに漫然と遮断機を上げ始めたことに過失があったことは明白である

5. 証拠調べ(一部のみ記載)

(1) 死亡したTさんの夫の調書

「人の不注意で事故が起こったのであれば許せない。厳罰を望む」

(2) 負傷したSさんの夫の調書

「退院後も月1回の通院と今後1~2年の投薬治療が必要と、医師から言われた」

(3) 負傷したTさんの調書

「遮断機が上がり始めたのに、なぜ電車が近づいてくるのかと思った」

(4) 池田直人さん(東武鉄道社員)の調書(東武鉄道株式会社の概要)

(5) 前竹ノ塚駅長・「まつやま」氏の調書

「現駅長への引き継ぎの際、『みだりに解除ボタンを扱うと大変なことになるから、踏切保安係に注意するように言ってね』と引き継いでいた」

(6) 被告人の調書

第2416列車の接近を確認後、第B1508S列車と第910列車の通過を待っていた。このころから第2416列車のことを徐々に失念し始めた。

(列車の在線状況について)指差呼称や目視確認はしなかった。

表示盤における上り急行線のランプの位置は、自分の視線の少し下にあった。

第2337列車の通過まで約1分20秒あるため、それまでの間に10秒くらいでも踏切を開けて滞留している通行人を通してあげたいと考えるうちに、第2416列車のことを完全に失念してしまった。

事故発生後、第2337列車通過に伴う二次惨事を防止するために再び遮断機を下ろした後、呆然としてしまった。

6. 検察側が、遺族の証人尋問を行うことを請求。ただし、遺族の意向を確認するなどのため、次回の公判まで2ヵ月程度の時間的猶予を請求。

7. 弁護側が、情状立証のための時間的猶予を請求。猶予期間は検察側に合わせてよい。

8. 裁判官3名のうち2名が何かを小声で打ち合わせた後、次回公判日時を提案。

今回は7月19日(火曜日)13時15分~15時15分と決定して閉廷。

傍聴して気づいたこと

1. 人定質問のとき、生年月日や本籍地などの個人情報在不特定多数の傍聴人の前でしゃべられるのは、人権侵害ではないのか。適当な紙に書いて、裁判長と書記官に渡すなどではいけないのか。口述でなければならぬのだとしたら、耳や言葉が不自由な被告人のときはどうするのか。
2. 4-(5)関連で、過密ダイヤ化に起因する「開かずの踏切」問題の深刻化による赤山街道の交通マヒを救済しようとするのが、解除ボタンを取り扱うことを認める「その他特別の事由」に該当し得るかどうか。
3. 4-(8)関連で、検事は「2337列車の通過後に遮断機を上げることができた」云々としているが、事故発生時刻前後の時刻表を見ると、2337列車通過後も1～2分ごとに次々と列車が通過し、何分後に遮断機を上げられるかわからない状況であることが判明する。検察側は「伊勢崎線第37号踏切」を取り巻く状況、ひいては被告人が解除ボタンを常用せざるを得ないに至った背景を、まったく理解していないように思われる。
4. 5-(2)関連で、2名の負傷者については重体との報道もあったが、いずれも全治約1ヵ月とのことで、一命は取りとめた模様であることを確認。
5. 5-(5)関連で、前竹ノ塚駅長は、その在職中に遮断機のロックを解除するボタンの扱いが常態化しているのを認識していたからこそ、異動のとき現駅長に引き継いでいたのではないか。常態化している事実を把握していなかったとしたら、またそれが重大事故につながる危険性をはらんだものだという認識がなかったとしたら、引き継ぎ事項としてわざわざ持ち出すのは不自然。
6. 東武鉄道株式会社の原因者・施設管理者責任の問題について、検察側・弁護側のいずれからも言及がされなかったのはどういうわけか。単に時間の関係からか、それとも手の内を明かすのを控える法廷戦術の一環か。

以上